

## 介護・子どもに関する予算の充実・強化を求める意見書

平成27年4月から実施される介護保険と子ども・子育て支援の制度改正により、地方公共団体は今後ますます重大な責任と役割を担うことになる。

介護保険制度の改正では、保険給付として要支援1と2の高齢者に提供されてきた訪問介護と通所介護が、平成27年4月から3年をかけて市町村事業へ移行されるが、事業の実施に必要な財源には従前の費用実績を勘案した上限額を設けるとされ、制度の充実を図るためには財源が不十分である。また、地域間格差やサービスの低下、福祉労働者の処遇低下を招くことが懸念されており、参議院厚生労働委員会においても「市町村及び特別区に対し財源の確保を含めた必要な支援を行う」内容の附帯決議が可決されている。

子ども・子育て支援新制度では、いまだ必要な財源が確保されておらず、保育の質を改善し、全ての子どもが豊かになるための制度とするためには、保育士の配置基準の見直しや処遇改善、放課後児童クラブや児童養護施設等の改善が極めて不十分な内容となっている。

このような中で、市町村の予算及び実施体制を確保するには国による財政支援等を確保することが強く求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 介護保険制度改正によって保険給付から市町村事業に移行された要支援者に対する訪問介護と通所介護については、地域間格差やサービス低下及び福祉労働者の処遇低下を招かないために必要な予算を確保すること。
- 2 介護労働者及び保育士などの福祉人材の確保と処遇改善を進めるための予算を確保すること。
- 3 保育と子育て支援施策の実施に必要とされる財源を確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月10日

名古屋市会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣  
(少子化対策)

宛(各通)